

浜松市消防職員啓発支援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、消防職員の自己啓発による資格等の取得又は研修に対する支援について、必要な事項を定める。

(支援の種類等)

第2条 消防長が行う支援の種類、対象及び範囲は、別表のとおりとする。

2 当該別表に規定する奨励金は、一の資格又は免許の取得に関して10万円を超えない範囲で支給するものとする。

(支援の承認)

第3条 支援を受けようとする者は、啓発支援申出書(第1号様式)2部により所属長を経由して消防長に申し出なければならない。

2 消防長は、前項の申出に基づき当年度予算等と照らし支援を行うことを決定したときは、当該申出書に承認印(第2号様式)を押して1部を申出者に返付するものとする。

3 当該承認の有効期間は、承認日の属する年度内に限るものとする。この場合において、資格取得に関する承認の有効期間は、当該資格を取得するまでの期間とする。

(奨励金の交付)

第4条 資格取得に関する支援の承認を受けた者は、申出に基づく資格を取得した場合、奨励金交付願出書(第3号様式)に別表に掲げる書類(該当するものに限る。)を添えて、速やかに消防長に提出しなければならない。

2 消防長は、前項の規定による願出があったときは、取得手段、書類の内容等を審査し適正であると認めるときは、奨励金の額を決定するものとする。

3 消防長は、前項の決定をしたときは、奨励金交付決定書(第4号様式)により当該願出者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第5条 不正な行為により奨励金の交付を受けた者は、消防長に当該奨励金を返還しなければならない。

附 則

この要綱は、平成14年6月3日から運用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から運用する。

別表(第2条関係)

支援の種類	支援の対象		交付願出書の添付書類	支援の範囲
1 奨励金	1 大型自動車運転免許(第1種)の取得	(1) 自動車教習所 教習費用	(1) 免許証の写し (2) 自動車教習所等の 修了証の写し及び当該教 習費用に係る領収書その 他支払証明書 (3) その他消防長が必 要と認める書類	左記手数料 (免許及び仮 免許の登録に 係る交付手 数は対象外) 及び費用の額 の2分の1に 相当する額 (その額に1 円未満の端数 があるとき は、これを切 り捨てた額) を支給する。
		(2) 免許受験 手数料	(1) 免許証の写し (2) 免許受験手数料に 係る納付書及び領収書そ の他支払証明書 (3) その他消防長が必 要と認める書類	
	2 消防長が認める 資格又は免許の取得	消防長が認める手 数料及び費用	(1) 消防長が必要と認 める書類	
2 庁舎の 使用	業務上の必要な知識又は技術の習得を 目的として、消防職員及び関係者により 結成している任意の研修会及びこれに類 する集まり(以下「研修会等という。」)		-	必要な庁 舎の使用

第3号様式

奨励金交付願出書

(あて先) 消防長		年 月 日	
		願出者 所属 階級・氏名 ㊟	
取得した資格名又は免許名			
支払った手数料又は費用		合計	
受付欄	経過欄		
	承認年月日及び番号		

第4号様式

奨励金交付決定書

様	交付番号
	年 月 日
	消防長
<p>年 月 日付けで願出のあった については、自己啓 発により業務上必要な資格を取得したものと認め、下記のとおり奨励金を交付します。</p>	
記	
1 資格名	
2 奨励金	円

第3号様式

奨励金交付願出書

年 月 日			
(あて先) 消防長			
願出者 所属 階級・氏名			
⑩			
取得した資格名又は免許名			
支払った手数料又は費用		合計	
受付欄	経過欄		
	承認年月日及び番号		